

令和 8 年

5 月 7 日 (木)

から

一部 窓口の
受付時間を

午前 9 時 ~ 午後 4 時 30 分に

試行的に 変更 します

試行期間 令和8年5月7日(木)~10月30日(金)

対象の施設

✓ 本庁舎 1 階

市民協働課、人権・広聴相談課、戸籍住民課、市民税課
資産税課、収納課、地域福祉推進課、障がい福祉課
長寿介護課、生活支援課、保険年金課、会計課

✓ 分庁舎 (こどもみらいプラザ)

こどもみらい課、保育・幼稚園課、こども家庭相談課
こども若者支援課

✓ 分室

健康づくり課

- ◇ 午後 4 時 30 分以降にしか来庁できない方に対しては、事前に各所属へ電話をいただくことで対応します。
- ◇ 電話対応時間は今までどおり (午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時) です。
- ◇ 職員の勤務時間 (午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分) は変わりません。

「業務の効率化」を図るとともに「職員の働き方改革」を推進します
ご理解とご協力をお願いします

お問い合わせ 伊勢原市 デジタル・行政経営課 0463-94-4846

詳しくは
市ホームページへ